

愛媛県公営企業管理局における開示決定等、訂正決定等 及び利用停止決定等に係る審査基準

個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、愛媛県公営企業管理者が行う処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準については、知事が定めた開示決定等、訂正決定等及び利用停止等に係る審査基準（令和 5 年 4 月 1 日策定）の例による。

附 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。